

雇用コンサルティングに関する基本契約書

第4条（返還） 採用決定者が入社後、下記の期間内に、本人の責めに帰すべき事由により解雇又は自己都合退職に至った場合、その勤務期間に応じ、次の割合により、支払われた雇用コンサルティング料を返還する。

1ヶ月以内 80% 3ヶ月以内 50% 6ヶ月以内 5%

この場合、引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行うものとする。